

「フルリモートボランティア活動規則」（活動規

程) 第1章 総 則

（フルリモートボランティア活動制度の目的）

第1条 この規程は、障がい者生活就労対策推進研究会（SSSK）（以下「SSSK」という。）のフルリモートボランティア活動規則に基づき、ボランティアスタッフが活動する場合の必要な事項について定めたものである。

（フルリモートボランティア活動の定義）

第2条 フルリモートボランティア活動とは、ボランティアスタッフの自宅、その他自宅に準じる場所（SSSK指定の場所に限る。）において情報通信機器を利用した活動をいう。

（サテライトオフィス活動の定義）

第3条 サテライトオフィス活動とは、SSSK所有の所属活動場以外のSSSK専用施設（以下「専用型オフィス」という。）、又は、SSSKが契約（指定）している他会社所有の共用施設（以下「共用型オフィス」という。）において情報通信機器を利用した活動をいう。

（モバイル活動の定義）

第4条 モバイル活動とは、フルリモートボランティア活動及びサテライトオフィス活動以外で、かつ、社外で情報通信機器を利用した活動をいう。

第2章 フルリモートボランティア活動の許可・利用

（フルリモートボランティア活動の対象者）

第5条 活動の対象者は、就業規則に規定するボランティアスタッフであって次の各号の条件を全て満たした者とする。

（1）活動を希望する者

（2）自宅やそれ以外活動環境、セキュリティ環境、家族の理解のいずれも適正と認められる者

2 活動を希望する者は、所定の許可申請書に必要事項を記入の上、2週間前までに所属長から許可を受けなければならない。

3 SSSKは、活動上その他の事由により、前項による活動の許可を取り消すことがある。

4 第2項により在宅活動の許可を受けた者が在宅活動を行う場合は、前日までに所属長へ利用を届け出ること。

（活動時の服務規律）

第6条 フルリモートボランティア活動に従事する者（以下「活動者」という。）は活動規則及びセキュリティガイドラインに定めるもののほか、次に定める事項を遵守しなければならない。

（1）活動の際に所定の手続に従って持ち出したSSSKの情報及び作成した成果物を第

三者が閲覧、コピー等しないよう最大の注意を払うこと。

- (2) 活動中は活動に専念すること。
- (3) 第1号に定める情報及び成果物は紛失、毀損しないように丁寧に取扱い、セキュリティガイドラインに準じた確実な方法で保管・管理しなければならないこと。
- (4) 活動中は公序良俗（暴力団施設など）、SSSKが不適当をみなした場所に反しない限りどこでも活動を行っても良い。
- (5) 活動の実施に当たっては、SSSK情報の取扱いに關し、セキュリティガイドライン及び関連規程類を遵守すること。

第3章 フルリモートボランティア活動時の活動時間等

(活動時の活動時間)

第7条 活動時の活動時間については、就業規則の定めるところによる。

- 2 前項にかかわらず、会社の承認を受けて開始時刻、終了時刻及び休憩時間の変更をすることができる。
- 3 活動時間は、決まった時間を設けず自由な時間に行って良い、これは、ボランティアスタッフが、本業を優先的に仕事を行えるようにするためである。

(休憩時間)

第8条 フルリモートボランティア活動者の休憩時間については、就業規則の定めるところによる。

- 1 休憩時間は自由な時間に行っても良いものとする。ただし、ボランティア活動中にお願いされた成果物等は責任もって行う努力をした上で、自由に休憩を行うこと。

第4章 フルリモートボランティア活動について等

(業務の開始及び終了の報告)

第9条 活動者は就業規則の規定にかかわらず、勤務の開始及び終了について次のいずれかの方法により報告しなければならない。

- (1) チャットワーク
- (2) line

(活動報告)

第10条 フルリモートボランティア活動者は、定期的又は必要に応じて、チャットワークかlineにての活動報告をしなくてはならない。

(活動時の連絡体制)

第11条 活動時における連絡体制は次のとおりとする。

- (1) 事故・トラブル発生時には所属長に連絡すること。なお、所属長が不在時の場合は所属長が指名した代理の者に連絡すること。
- (3) 緊急連絡事項が生じた場合、活動者へは所属長が連絡をすること。なお、活動者は不測の事態が生じた場合に確実に連絡がとれる方法をあらかじめ所属長に連絡しておくこと。
- (4) 情報通信機器に不具合が生じ、緊急を要する場合はチャットワークかlineで連絡をとり意見を受けること。
- (5) 前各号以外の緊急連絡の必要が生じた場合は、前各号に準じて判断し対応すること。

第5章 フルリモートボランティア時の謝礼等

(謝礼)

第12条 謝礼については2026年現在検討段階にあり、1時間あたり50円を予定しているが、SSSKの発展次第と貯蓄や予算を検討したうえで、活動者に通達するものとする。ただし、予定なく変更することもある。

- 1 フルリモートボランティア活動者は1日2時間を超えての謝礼は支払わない予定である。
理由は、本業の仕事を優先し、無理のない範囲でボランティア活動を行っていただきたいからである。
- 2 第12条1号を超えて謝礼を支払わない予定であるが、活動自体は何時間でも行っても良い。

(費用の負担)

第13条 情報通信機器を利用する場合の通信費は活動者負担とする。

- 2 活動に伴って発生する水道光熱費は活動者の負担とする。
- 3 活動に必要な郵送費、事務用品費、消耗品費も活動者負担とする。
- 4 その他の費用については活動者の負担とする。
- 5 2026年現在、通信費一部、水道光熱費一部、郵送費と事務用品と消耗品費一部を手当として検討しているが、これからSSSKの発展次第、貯蓄と予算を検討した上で、活動者に通達するものとする。ただし、予定なく変更することもある。

(情報通信機器・ソフトウェア等の貸与等)

第14条

- 1 SSSKは、活動者が活動に必要とするパソコン、プリンタ等の情報通信機器、ソフトウェア及びこれらに類する物は自分のものを使用し整備する。
- 2 2026年現在、情報通信機器・ソフトウェア整備費用一部負担として認めることを手当として検討しているが、これからSSSKの発展次第、貯蓄と予算を検討した上で、活動者に通達するものとする。ただし、予定なく変更することもある。

(研修)

第15条 SSSKは、活動者に対して、活動に必要な知識、技能を高め、資質の向上を図るため、必要な研修を行う。（簡単なPDF資料を読んでいただく予定）

- 2 活動者は、SSSKから研修を受講するよう指示された場合でも、拒否することは可能である。拒否したからといって、何も罰則はないが、自由意志にもとづいて研修を受けることを推奨する。
- 3 研修費用については、SSSKが負担する。

(災害補償)

第16条 活動者が活動中に災害に遭ったときは、就業規則の定めるところによる。

- 1 災害による負傷・死亡に関しては自己責任となる。各自各市町村の社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入を義務づけるものとする。加入していない状況での災害での損害はすべて自己責任とする。

(器物破損、犯罪行為など)

第 活動者が活動中に器物破損、その他犯罪行為などをした場合の責任は自己で責任をとること。理由は、フルリモートボランティアという性質上、活動中や帰宅中、その他に関して、すべて管理が行き届くことは不可能であるからである。SSSKのボランティア活動は、活動者が本業を大切に優先的に行うことを基本としているために、いつでもどこでもというスタンスのためこのように決めているからである。

(安全衛生)

第17条 SSSKは、活動者の安全衛生の確保及び改善を図るため必要な措置を講ずる。

2 活動者は、安全衛生に関する法令等を守り、SSSKと協力して労働災害の防止に努めなければならない。

本規程は、2020年 4月 1日より施行する。

下記に誓約書あり

別紙2

誓 約 書

氏名

現住所

生年月日 年 月 日

このたび貴法人施設・事業所のボランティアとして活動の上は、下記の事項を誓約し、厳守いたします。

記

- 1 次に掲げる情報（以下「秘密情報」という。）について、SSSK施設・事業所の許可なく使用、SSSKあるいはSSSK外において、開示もしくは漏洩しません。
 - ① ボランティア活動上知り得た利用者情報や秘密事項等
 - ② S S S K が秘密保持すべき対象として指定した情報
 - ③ S S S K の人事上、財務上等に関する情報
- 2 施設から持ち帰る記録に秘密情報は、記載しません。
- 3 利用者の氏名、通称を特定すること及び利用者情報や評価等に関する内容について、ブログやウェブ掲示版への書き込みをしません。
- 4 SSSKのボランティア活動をやめた後も、秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩しません。
- 5 上記に違反して、S S S K の秘密情報を使用、他に開示もしくは漏洩した場合、私には、これにより貴法人が被った一切の損害を賠償する義務があることを認めます。

令和 年 月 日

障がい者生活就労対策推進研究会（SSSK） 代表 殿